

第6節 支援・協力

番号	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
1	災害時における呉市内郵便局，呉市間の相互協力に関する覚書	呉市内郵便局	災害特別事務の取扱及び援護，施設の使用，避難所・被災状況の情報提供等	平成9年7月4日
2	災害時における呉市内郵便局，呉市間の情報の相互提供に関する覚書	呉市内郵便局	情報の相互提供等	平成12年11月30日
3	災害時における応急措置等の協力に関する協定書	第一環境株式会社	電話応対，応急給水活動の支援，情報提供，広報活動等	平成22年7月7日
4	災害時の緊急対応における応援に関する協定書	株式会社水みらい広島	資機材のレンタル及び緊急業務の協力	平成28年3月24日
5	災害時における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人隊友会広島県隊友会呉支部	情報の収集・伝達，避難支援，給水等の救援，物資等の搬送等	平成23年10月31日
6	災害時におけるアマチュア無線の協力に関する協定書	一般社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部	情報の収集伝達	平成23年10月31日
7	災害時における広島文化学園大学の協力に関する協定書	広島文化学園大学	情報の収集・伝達，避難支援，給水等の救援，避難者の介助等	平成26年1月17日
8	災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書	中国電力ネットワーク株式会社	連絡・協力体制	令和2年4月10日
9	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	地図製品等の供給及び利用等	平成28年2月10日
10	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書	広島県行政書士会	行政書士法の業務，被災者支援相談センターの開設	平成31年1月29日
11	大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書	呉市社会福祉協議会，海上自衛隊	大規模災害時の派遣隊員の留守家族支援（保育・介護サービス，生活相談他）	平成29年1月27日
12	災害時における被災車両の撤去等に関する協定	一般社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部	被災車両の撤去等	平成17年9月30日
13	災害時応援協定書	呉市建設業危機管理対策協議会	市民への支援・救護活動，応急・復旧対策，資機材の提供等	平成18年7月7日
14	災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定	西日本旅客鉄道(株)	県との通信設備利用協定に基づく市の準用	昭和62年9月1日
15	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書	独立行政法人住宅金融支援機構	住宅の再建等の施策や融資等の情報交換，住宅相談窓口の設置等	平成27年3月31日
16	災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定書	一般社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	公共施設に係る応急復興のための筆界点情報の収集・復元，登記・協会関係の相談窓口業務等	平成23年3月24日

番号	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
17	災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書	海生産業株式会社	無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。）を活用した災害応急対策活動	令和2年3月16日
18	災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書	いしだカメラ店	無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に規定する無人航空機をいう。）を活用した災害応急対策活動	令和2年10月8日
19	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	呉市内に居住している者等に対して必要な情報を迅速に提供	令和2年9月10日
20	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	呉市ホテル旅館組合	避難者等の宿泊、入浴又は食事の提供等	令和3年4月30日
21	災害時における緊急輸送等に関する協定書	一般社団法人広島県タクシー協会呉支部	災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等	令和3年4月30日
22	防災パートナーシップに関する協定書	広島テレビ放送株式会社	災害の被害を軽減するための防災情報の発信及び平常時の防災活動	
23	大規模災害時の支援協力に関する協定書	広島県、一般社団法人 広島県測量設計業協会	公共土木施設の被災箇所の情報収集・調査・把握及び復旧工事を実施するための測量・設計	令和3年6月11日
24	大規模災害時の支援協力に関する協定書	広島県、一般社団法人 建設コンサルタント協会中国支部	公共土木施設の被災箇所の情報収集・調査・把握及び復旧工事を実施するための測量・設計	令和3年6月11日
25	呉市と一般社団法人広島県資源循環協会との大規模災害発生時における災害廃棄物処理等の支援・協力に関する協定書	一般社団法人広島県資源循環協会	災害廃棄物の撤去、収集運搬及び処分や災害廃棄物の仮置場の設置及び管理	令和6年2月13日
26	災害ボランティア活動の協力に関する協定書	社会福祉法人呉市社会福祉協議会、公益社団法人呉青年会議所	くれ災害ボランティアセンターの運営等	令和元年9月3日
27	呉市・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定	地方共同法人日本下水道事業団	災害時における下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援	令和3年7月19日
28	災害時等における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 中国・四国支部	災害時における下水道施設の被害拡大防止と早期復旧	令和3年7月19日
29	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	災害時において被災した管路施設（公共下水道及び集落排水）の復旧支援協力	令和3年7月19日

番号	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
30	災害に係る情報発信等に関する協定書	株式会社テレビ新広島	警戒レベルや警戒レベル相当情報等の防災情報，発災後の生活支援情報等の情報発信及び平常時の防災活動	令和6年 10月 21 日
31	災害時における支援物資の受入，配送等に関する協定書	佐川急便株式会社 中国支店	災害時における支援物資の受入，配送等	令和7年 2月 12 日

（支援・協力）締結機関連絡先一覧表

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
呉郵便局	呉市西中央2-1-1		0823-21-8803	0823-22-9763
第一環境株式会社 広島支店	広島市安佐南区古市1丁目34-9			
呉事務所	呉市中央 6-2-9 つばき会館内	呉市上下水道局 お客様サービスセンター	0823-26-1622	0823-25-8156
株式会社水みらい広島	広島市中区小町1-25		082-258-1315	082-247-3200
		呉事業所 宮原浄水場	0823-26-1608	0823-26-1651
公益社団法人隊友会広島県隊友会呉支部	呉市幸町6-14	隊友会呉支部事務局	0823-25-0863	
社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部	呉市広長浜4丁目11-18	支部長 JR4CQW 小西和男 jr4cq@jarl.com	0823-72-2323	
広島文化学園大学	呉市阿賀南2丁目10-3	看護学部	0823-74-6000	0823-74-5722
中国電力ネットワーク株式会社 呉ネットワークセンター	呉市西中央2丁目2番11号	ネットワークサービス課	0823-26-2623	0823-26-2614
株式会社ゼンリン 中国エリア統括部	広島市東区光町1丁目10-19	第一事業本部中国エリア統括部広島営業部	082-506-0600	082-506-0614
		第一事業本部 中国エリア統括部	082-506-0603	082-506-0613
広島県行政書士会事務局	広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ10階	事務局	082-249-2480	082-247-4927
呉市社会福祉施設連絡協議会	呉市中央5丁目12-21		0823-25-3509	0823-25-7543
海上自衛隊呉地方総監部	呉市幸町8-1	防衛部第3幕僚室	0823-22-5511 内線 2823	0823-22-5692
社会法人日本自動車連盟中国本部広島支部	広島市西区庚午北2丁目9-3		082-272-0321	082-272-0324
呉市建設業危機管理対策協議会	呉市中央4丁目1-33	会長 井本建設（株）	0823-23-2506	0823-25-1061
西日本旅客鉄道（株）広島支社呉管理駅	呉市宝町1-16	管理駅事務室	0823-32-7625	0823-24-2574
独立行政法人住宅金融支援機構	東京都文京区後楽1丁目4-10		082-227-1171 082-221-8653	
住宅金融支援機構中国支店	広島市中区基町8-3		082-221-8654	082-227-4196
		営業推進グループ 総務課	082-221-8694	082-223-1621

資料編（災害協定関係）

機関名	住所	担当課	電話番号	F A X 番号
社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	広島市東区二葉の里 1 丁目 2-44-301 (広島県土地家屋調査士会館 3F)	事務所	082-568-2424	082-568-2425
海生産業株式会社	呉市本通 4 丁目 9-5		0823-43-1100	0823-25-1537
いしだカメラ店	呉市中通 4 丁目 5-5		0823-21-3001	
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー	S R 推進統括本部 災害協定担当	03-6898-6763	
呉市ホテル旅館組合	呉市本通 1 丁目 5-35		0823-22-5583	0823-23-1109
一般社団法人広島県タクシー協会呉支部	呉市中央 2 丁目 3-27-202		0823-24-9525	0823-24-8005
広島テレビ放送株式会社	広島市東区二葉の里 3 丁目 5-4	総務局 経営企画部	082-207-0407	082-567-8618
一般社団法人 広島県測量設計業協会	【広島県経由】 呉市西中央 1 丁目 3-25	西部建設事務所呉支所 事業調整特別班	0823-22-5400 (内 2660)	0823-21-6928
一般社団法人 建設コンサルタント協会中国支部	【広島県経由】 呉市西中央 1 丁目 3-25	西部建設事務所呉支所 事業調整特別班	0823-22-5400 (内 2660)	0823-21-6928
一般社団法人広島県資源循環協会	【(株)こっこー経由】 呉市広多賀谷 1 丁目 9-30	(株)こっこー 環境資源事業部 資源循環部呉リサイクルセンター	0823-71-9194	0823-71-9156
社会福祉法人 呉市社会福祉協議会	呉市中央 5 丁目 12 番 21 号	(社) 呉市社会福祉協議会 地域福祉課	0823-25-3505	0823-25-7453
公益社団法人 呉青年会議所	呉市本通 4 丁目 8 番 12-704 号	(公社) 呉青年会議所事務局	0823-21-1081	0823-21-1081
地方共同法人日本下水道事業団	広島市中区中町 8 番 18 号 広島クリスタルプラザ 10 階	広島事務所	082-542-1680	082-542-1683
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 中国・四国支部	広島市西区南観音 7 丁目 13 番 14 号	【広島県都市環境整備課を経由】 中国・四国支部事務局	082-291-1313	082-231-1690
公益社団法人日本下水道管路管理業協会	広島市安佐北区三入南 1 丁目 13 番 14 号	中国四国支部広島県部会 (丸伸企業㈱内)	082-818-1114	082-818-1700
株式会社テレビ新広島	広島市南区出汐 2 丁目 3 番 1 9 号	報道制作局	082-256-2111	082-254-6183
佐川急便株式会社 中国支店	広島市南区出島 1 丁目 1 9 番 2 0 号	呉営業所 営業課	0570-01-0262	0823-22-8148

1 災害時における呉市内郵便局、呉市間の相互協力に関する覚書（呉市内郵便局）

災害時における呉市内郵便局、呉市間の相互協力に関する覚書

呉市内郵便局代表者呉郵便局長（以下「甲」という。）と呉市長（以下「乙」という。）とは、呉市内に発生した地震等による災害時において、相互の友愛精神に基づき、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、呉市内に災害が発生した場合は、次の各号について相互に協力を要請することができる。ただし、状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、乙及び呉市内の集配郵便局長が相互に協力を要請することができる。

- （1）災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- （2）呉市内の郵便局長が管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての使用
- （3）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の使用
- （4）郵便局又は呉市が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- （5）必要に応じ避難所に臨時に郵便差出箱を設置
- （6）その他前各号に定めのない事項で協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲乙両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性にかんがみ、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか、適正な方法で算出し、協力を要請した者が負担する。

2 前項に規定する経費の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第6条 呉市内の郵便局長は、乙が行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項等に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲については呉郵便局総務課長、乙については呉市総務部総務課長とする。

（協議）

第9条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた事項については、甲乙両者が協議して決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成9年7月4日

- (甲) 吳市内郵便局 代表者
吳郵便局長 持 田 憲 一
- (乙) 吳 市 長 小笠原 臣 也

2 災害時における呉市内郵便局、呉市間の情報の相互提供に関する覚書（呉市内郵便局）

災害時における呉市内郵便局、呉市間の情報の相互提供に関する覚書

呉市内郵便局代表者呉郵便局長（以下「甲」という。）と呉市長（以下「乙」という。）とは、災害時における情報の相互提供に関して、次のとおり覚書を締結する。

第1条 呉市内郵便局は、災害発生時に電気通信事業法施行規則（昭和60年郵便症例第25号）第56条の規定により一般電話の接続が制限され、消防署等への救助要請等の連絡が困難になった場合等に市民等の要望事項等を受け付け、別紙「災害発生状況報告書」等により、呉市災害対策本部に連絡する。

2 呉市災害対策本部は、呉市内郵便局から「災害発生状況報告書」等を受け取った場合は、災害の概要により、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

第2条 呉市災害対策本部は、災害情報等でいち早く市民に知らせるべきものを呉市内郵便局に連絡する。

2 呉市内郵便局は、災害情報等を受信した場合は、郵便局窓口ロビー及び局内掲示板等により、速やかに災害情報等を市民に知らせる等の措置を講じる。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成12年11月30日

（甲） 呉市内郵便局 代表者
呉郵便局長 濱 田 秀 勝

（乙） 呉 市 長 小笠原 臣 也

3 災害時における応急措置等の協力に関する協定書（第一環境株式会社）

災害時における応急措置等の協力に関する協定書

呉市水道局を甲とし、第一環境株式会社を乙として、甲と乙は、災害時における応急措置等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その応急対策及び復旧対策に係る措置（以下「応急措置等」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結するものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、応急措置等を必要とする場合において、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙の甲に対する協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市民からの電話対応
- (2) 甲が行う応急給水活動の支援
- (3) 災害情報等の提供
- (4) 市民への広報活動
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協力できる事項

（要請の方法）

第4条 甲の乙に対する要請は、次に掲げる事項を文書又は口頭で行うものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 この協定により、乙が実施する業務に要する費用は、無償とする。ただし、特別な事由がある場合は、甲乙協議の上、その都度定めるものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から何らの意思表示のない限り、その効力は持続するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、この協定2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年7月7日

甲 呉市西中央3丁目1番5号
呉市
代表者 呉市水道企業管理者
荒井 和雄

乙 岡山市北区野田3丁目12番28号
第一環境株式会社 中・四国支店
支店長 渡 邊 正 巳

4 災害時の緊急対応における応援に関する協定書（株式会社水みらい広島）

災害時の緊急対応における応援に関する協定書

呉市上下水道局（以下「甲」という。）と株式会社水みらい広島（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（大規模な事故を含む。）の発生により、甲が管理する施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合等（以下「災害時」という。）における、乙が甲に対して行う緊急対応に必要な重機、発電機その他の資機材（以下「資機材」という。）のレンタル及び社員等の派遣による緊急対応に必要な業務（以下「緊急業務」という。）への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における迅速かつ円滑な資機材のレンタル及び緊急業務の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、災害時に乙に対して資機材のレンタル及び緊急業務への協力を要請することができ、乙は、この要請に対し乙の業務に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

2 甲は、前項の要請を行う場合、災害時における協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話、ファクシミリ等をもって要請し、その後速やかに同要請書を提出するものとする。

3 乙は、前項の要請を承諾する場合、書面でその旨を甲に通知するものとする。

（資機材の範囲）

第3条 甲の要請により乙が甲にレンタルする資機材の種類は、次のとおりとする。

- (1) 重機
- (2) 発電機
- (3) 車両
- (4) その他甲が指定する資機材であって、乙が提供可能なもの

（資機材の運搬・引渡し）

第4条 甲の要請により乙が甲に提供する資機材の引渡し場所は、甲が指定する場所とし、甲は、当該場所に職員を派遣して当該資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することが困難な場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙から提供を受けた資機材を、災害時における緊急対応のためにのみ使用し、善良なる管理者の注意をもって使用・保管しなければならない。

（緊急対応の完了）

第5条 甲は、災害時における緊急対応が完了した場合又は資機材のレンタル若しくは緊急業務の協力を受ける必要がなくなったときは、乙に対し、直ちにその旨を通知するとともに、できる限り速やかに、当該資機材を乙に返却する。

（実施報告）

第6条 乙は、甲から受けた要請をすべて完了したときは、災害時における協力報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。

（費用の決定）

第7条 資機材の提供及び返却並びに緊急業務に係る費用は、すべて甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害発生時直前における適正な金額を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 前項の決定に従い、乙は、甲に請求書を送付し、甲は、乙の指定する支払先に支払うものとする。

（損害賠償・労災補償）

第8条 甲の過失により資機材に損傷を与えた場合は、甲乙協議の上、甲が賠償するものとする。

2 緊急対応において、乙の社員等が負傷、疾病に罹患又は死亡した場合は、乙が加入する保険等により補償するものとし、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

（円滑な運用）

第9条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに、相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。

（履行義務の免除）

第10条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

（協議事項）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年3月24日

甲 呉市西中央3丁目1番5号
呉市
呉市上下水道事業管理者 長原寛和

乙 広島市中区小町1番25号
株式会社水みらい広島
代表取締役社長 真鍋孝利

5 災害時における隊友会の協力に関する協定書（公益社団法人隊友会広島県隊友会呉支部）

災害時における隊友会の協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会広島県隊友会呉支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために乙が甲に対して行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）又は武力攻撃事態等（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等をいう。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部若しくは国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下これらを「本部等」という。）を設置したとき又は乙の協力が必要であると認めたときは、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 本部等の運営に必要となる情報の収集及び伝達
- (2) 災害・安否・生活情報の収集及び伝達
- (3) 避難実施時における高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難及び誘導
- (4) 給水、炊き出しその他の救援活動
- (5) がれきの撤去及び清掃並びに防疫
- (6) 物資及び資材の運送及び配分
- (7) その他甲が必要と認める活動

（協力の要請等）

第3条 甲が、乙に対して前条の協力を要請するときは、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後、速やかに、当該要請書を送付するものとする。

2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに、協力撤収要請書（様式第2号）により乙に通知するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

（協力のための準備）

第4条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、双方が確認しておくものとする。

（協力の性格）

第5条 この協定による乙の活動は、無償のボランティア活動とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも文書をもってこの協定の終了を通知しないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成23年10月31日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市幸町4番20号
公益社団法人隊友会広島県隊友会呉支部
代表者 支部長 竹中 勝義

様式第1号（第3条関係）

協 力 要 請 書

平成 年 月 日

公益社団法人隊友会広島県隊友会呉支部長 殿

呉 市 長

災害時における隊友会の協力に関する協定書第3条第1項の規定により、次のとおり緊急協力を要請します。

なお、作業の安全管理に十分注意し、もし二次災害のおそれがあるときは、速やかに活動を中止し、撤退してください。

要 請 者	呉市長 (担当：総務部総務課) (TEL： FAX：)
協力の場所	市・郡 町
被害の状況	
協力業務の内容	
その他の 必要な事項	

呉市総務部総務課 (月 日 時 分) ⇨ (公) 隊友会広島県隊友会呉支部
(月 日 時 分)
⇩
広島県隊友会呉支部 分会
(月 日 時 分)

様式第2号 (第3条関係)

書 請 要 收 撤 力 協

平成 年 月 日

公益社団法人隊友会広島隊友会呉支部長 殿

吳市長

災害時における隊友会の協力に関する協定書第3条第2項の規定により、次のとおり緊急協力の撤収を要請します。

要 請 者	呉市長 (担当：総務部総務課) (TEL： FAX：)
撤収の場所	市・郡 町
撤収業務の 内 容	
その他の 必要な事項	

呉市総務部総務課
(月 日 時 分) ⇨ (公) 隊友会広島県隊友会呉支部
(月 日 時 分)
⇩
広島県隊友会呉支部 分会
(月 日 時 分)

6 災害時におけるアマチュア無線の協力に関する協定書（社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部）

災害時におけるアマチュア無線の協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために乙が甲に対して行う協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における情報の収集伝達（非常通信）に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（性格）

第2条 前条に規定する乙の活動は、無償のボランティア活動とする。

（構成員）

第3条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、乙の構成員（以下「構成員」という。）とする。

2 乙は、最新の構成員名簿を甲に提出するものとする。

（要請及び協力）

第4条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

（1）市内に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合

（2）その他甲が特に必要と認める場合

2 乙は、前項の規定による協力要請があったときは、可能な限り協力するものとする。

3 第1項の規定による協力要請は、原則として別紙に定める情報連絡系統に基づき行うものとする。

4 乙は、次に掲げる情報を可能な範囲で収集し、その内容を甲に伝達するものとする。

（1）市内の災害発生状況

（2）避難所の状況、避難所までの経路の状況、近隣の災害発生状況等

（3）その他甲から収集の協力要請があった情報

（情報の提供）

第5条 構成員は、甲からの協力要請がない場合でも必要と思われる災害情報については、甲に提供することができる。

（連絡系統）

第6条 情報連絡系統は、別紙のとおりとする。

（経費の負担）

第7条 この協定により乙が甲に協力するために要した経費については、乙の負担とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからもこの協定の終了の申出がない場合は、更に1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

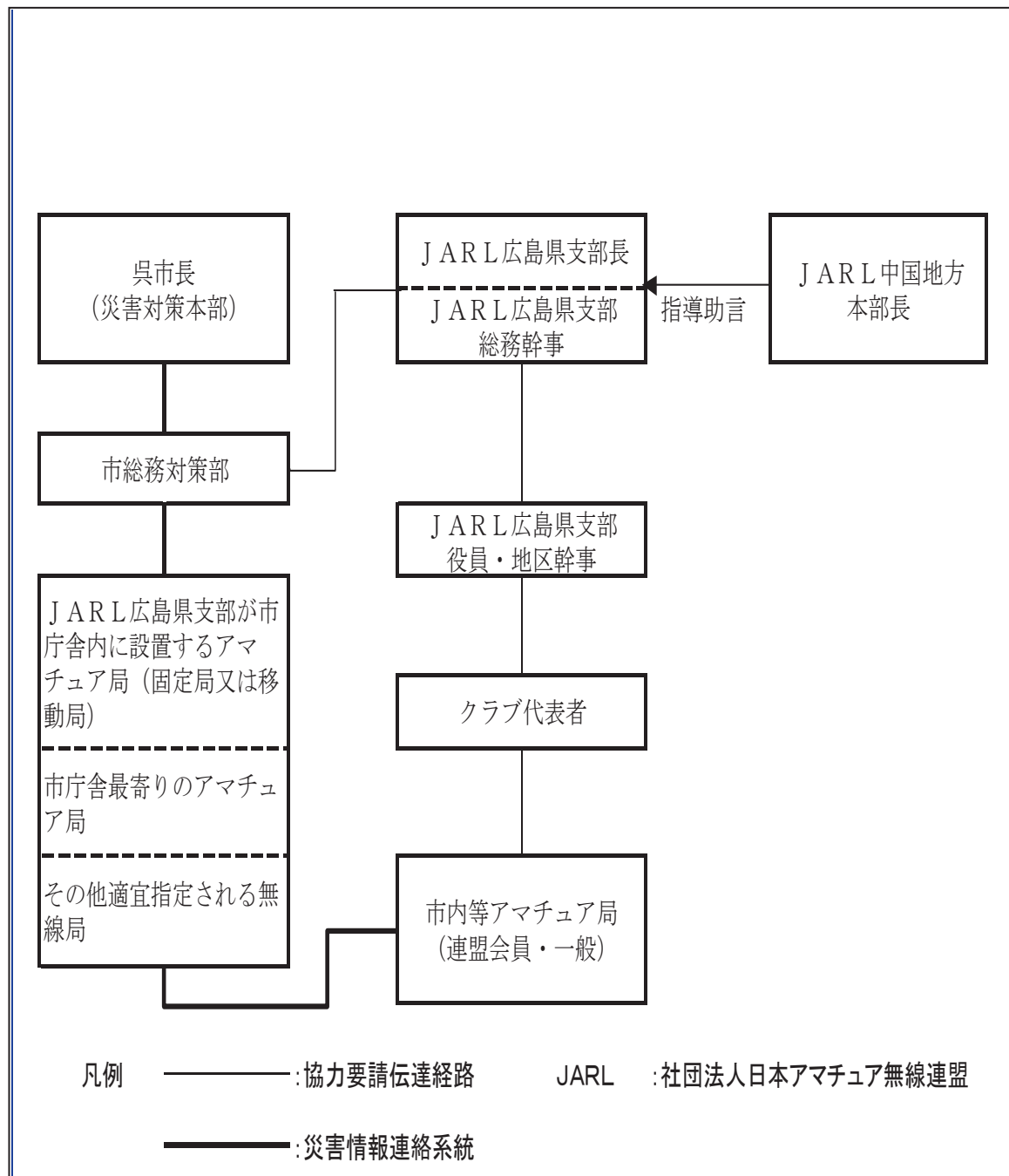
平成23年10月31日

甲 呉市中央4丁目1番6号
 呉市
 代表者 呉市長 小村 和年

乙 安芸郡府中町緑ヶ丘20番6号
 社団法人日本アマチュア無線連盟広島県支部
 代表者 支部長 越智 良二

別紙

情報連絡系統



7 災害時における広島文化学園大学の協力に関する協定書（学校法人広島文化学園広島文化学園大学）

災害時における広島文化学園大学の協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と学校法人広島文化学園広島文化学園大学（以下「乙」という。）とは、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために乙が甲に対して行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の甲に対する協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部（以下「本部」という。）を設置したとき又は乙の協力が必要であると認めたときは、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 本部の運営に必要となる情報の収集及び伝達
- (2) 災害・安否・生活情報の収集及び伝達
- (3) 避難実施時における高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難及び誘導
- (4) 給水、炊き出しその他の救援活動
- (5) 避難者の介助及び健康相談に関する補助
- (6) その他甲が必要と認める活動

（協力の要請等）

第3条 甲が、乙に対して前条の協力を要請するときは、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後、速やかに当該要請書を送付するものとする。

2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに、協力撤収要請書（様式第2号）により乙に通知するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で協力するものとする。

（協力のための準備）

第4条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、双方が確認しておくものとする。

（協力の性格）

第5条 この協定による乙の活動は、無償のボランティア活動とする。

（平常時の活動）

第6条 甲及び乙は、災害時における乙の協力が円滑に行われるように、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する訓練等への参加に努めるなど防災意識を高めて災害時に備えるものとし、甲は乙の準備に必要な支援を行うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも書面をもってこの協定の終了を通知しないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

平成26年1月17日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市阿賀南2丁目10番3号
学校法人広島文化学園
広島文化学園大学
代表者 学長 岡 隆光

8 災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書（中国電力ネットワーク株式会社）

災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書

呉市（以下「甲」という。）と中国電力ネットワーク株式会社呉ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制及び協力体制について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、災害時における電力の円滑な供給に資するため、連絡体制及び協力体制の確立を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（連絡）

第2条 甲が呉市地域防災計画・水防計画に定める災害警戒体制に入った時点又は乙が社内の警戒体制若しくは非常体制に入った時点で、甲と乙は相互連絡体制を整える。

2 甲と乙の相互連絡は、直通電話、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。ただし、直通電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

3 甲及び乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めておくものとする。

4 乙は、大規模停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により次に掲げる事項について、必要の都度、甲に情報提供するものとする。

(1) 停電発生時刻

(2) 停電発生地域

(3) 停電発生戸数

(4) 停電発生原因

(5) 停電復旧見込み

(6) 停電復旧時刻

5 甲が警戒体制を解除した時点又は乙が社内の警戒体制若しくは非常体制を解除した時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

（経費の負担）

第3条 前条の直通電話等の設置及び運用に要する費用は、甲及び乙それぞれの負担において行うものとする。

（協力）

第4条 甲は、災害時の停電に関し、乙からの次に掲げる事項に係る協力要請に応じて、協力するものとする。

(1) 防災情報メール配信サービス・防災無線等を活用した市民への周知（台風等災害発生前の広報を含む。）

(2) まちづくりセンター等への掲示物等の設置場所の提供

(3) 指定避難所へ避難した市民への乙の停電等に関する情報の周知

(4) 市民からの停電等に関する問い合わせ対応

(5) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携対応）

第5条 甲は、乙からの次に掲げる要請事項に関して、連携をとり対応するものとする。

(1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧

(2) 除雪対応状況の情報提供

(3) 電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

（要員の派遣）

第6条 大規模災害が発生し、乙が要員の派遣が必要と判断した場合に、乙は甲へ要員を派遣するものとし、その派遣先は次に掲げるとおりとする。

(1) 甲が災害対策本部を設置している場合は、災害対策本部事務局

(2) 甲が災害対策本部を設置していない場合は、危機管理課

2 派遣要員の役割は、停電状況、復旧状況等の甲への情報提供及び道路等の被災・復旧状況等の甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第7条 甲及び乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲又は乙の実施する防災訓練への参加の要請があった場合には、可能な限り参加するものとする。

(覚書の変更)

第8条 この覚書に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意を持って協議するものとする。

(協議)

第9条 この覚書に定めがない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この覚書は、甲乙いずれから、この覚書を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

(その他)

第11条 この覚書の締結をもって、平成27年7月15日付けで締結した「災害時における連絡体制および協力体制に関する覚書」は、失効するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

2020年4月10日

(甲) 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 新原 芳明

(乙) 呉市西中央2丁目2番11号
中国電力ネットワーク株式会社
呉ネットワークセンター
所長 長谷 雅登

9 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害時において乙が乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法第23条の2の規定に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成の検討・推進をすることにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅地図 呉市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 呉市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙の住宅地図インターネット配信サービスZNET TOWNをいう。
- (4) ID等 ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送に係る費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、地図製品等の供給を要請するときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 5 第1項の規定による地図製品等の供給に係る対価は、甲及び乙が別途協議して決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、本協定締結後、前条第1項の規定による地図製品等の供給とは別に、甲及び乙が別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。この場合において、当該貸与に係る対価については無償とする。

- 2 甲は、前項の規定により乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理をするものとする。この場合において、乙が住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興に係る資料として、前2条の規定により乙から供給され、又は貸与された地図製品等につき、次に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項の規定により住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに保管に適した場所にて保管・管理をするものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、第4条第1項の規定により貸与された広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。この場合において、甲は、前項の規定により広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3か月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上各自その1通を保有する。

平成28年2月10日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 小村 和年

乙 広島県広島市東区光町1丁目10番19号
株式会社ゼンリン 中国エリア統括部
統括部長 宮岡 宏典

10 災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書（行政書士会）

災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島県行政書士会（以下「乙」という。）は、呉市内で地震、風水害等の自然災害その他大規模災害（火災、爆発等その及ぼす被害の程度においてこれらに類する事件、事故等を含む。）が発生したとき（以下「災害時」という。）における、乙が被災者への支援として実施する行政書士業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において乙が実施する支援可能な行政書士業務（以下「支援業務」という。）について、必要な事項を定める。

（業務の範囲）

第2条 支援業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3の業務
- (2) 被災者支援相談センターの開設
- (3) その他甲が必要とする業務

2 乙は、被災者支援相談センターを開設する際、その開設場所について、あらかじめ甲と協議するものとする。ただし、甲が被災等により協議することができない場合は、この限りでない。

（支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して支援業務の実施を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに要請内容による支援業務を実施するための措置を行い、その措置の状況を甲に報告するとともに、甲の要請場所に会員を派遣するものとする。

（報告）

第5条 乙は、支援業務を実施した場合は、甲の定める期限までに、その状況について書面で報告を行うものとする。

（連絡体制）

第6条 甲及び乙は、災害時における被災者支援に支障のないよう連絡体制を定め、連絡体制報告書（様式第2号）により互いに報告するものとする。

2 乙は、支援業務の実施に当たり、広島県行政書士会県内支部に対して必要な調整を行うものとする。

（費用負担）

第7条 第3条第1項の要請に基づき行う第4条に規定する行政書士の派遣に要する費用は、乙の負担とする。

2 支援業務の実施に要する費用は、乙の負担とする。ただし、第2条第1項第1号に掲げる業務のうち行政書士法第1条の2及び第1条の3第1項第1号から第3号までに掲げる業務に係る費用は、相談者（業務上の依頼者）の負担とする。

（損害への対応）

第8条 この協定に基づく支援業務を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がないときは、有効期間を更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が押印の上、各自その1通を所持する。

平成31年1月29日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 新原 芳明

乙 広島市中区中町8番18号
広島クリスタルプラザ10階
広島県行政書士会
代表者 会長 光宗 五十六

11 大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書（呉市社会福祉施設連絡協議会・海上自衛隊呉地方総監部）

大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）、呉市社会福祉施設連絡協議会（以下「乙」という。）及び海上自衛隊呉地方総監部（以下「丙」という。）とは、大規模災害時における派遣隊員の留守家族支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生し、丙に所属し甲の区域内に居住する自衛隊員が被災地に派遣される際に、甲及び乙が丙に対して行う派遣隊員の留守家族支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

（適用）

第2条 この協定は、甲の区域内における被災状況が軽微で、かつ、行政機能が損なわれていない場合に適用する。

（支援内容）

第3条 この協定により、甲及び乙が連携して派遣隊員の留守家族に行う支援の内容は次の事項とする。

- (1) 丙の部隊内に設置する臨時の子どもの一時預かり施設及び子どもの面倒見に関する指導・助言
- (2) 緊急時に使用可能な保育施設及び保育サービスの情報提供
- (3) 派遣隊員の要支援・要介護家族に対する介護サービス等に関する助言・情報提供
- (4) 派遣隊員の留守家族の生活全般に対する相談
- (5) その他災害派遣の状況に応じ必要と思われる事項

（情報提供）

第4条 丙は、甲及び乙に対し、前条に規定する支援に必要な情報を提供するものとする。

（隊員への周知）

第5条 甲及び乙が支援を行う際には、丙に対し資料等を提供するものとし、丙は提供された資料等の内容を隊員及びその家族へ周知するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙丙のいずれからかこの協定の終了の申出があるまでの間、継続するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙が署名・捺印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 1月27日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 呉市中央5丁目12番21号
呉市社会福祉施設連絡協議会
代表者 会 長 橋本 一成

丙 呉市幸町8番1号
海上自衛隊呉地方総監部
代表者 呉地方総監 池 太郎

12 災害時における被災車両の撤去等に関する協定書（社会法人日本自動車連盟中国本部広島支部長）

災害時における被災車両の撤去等に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と社会法人日本自動車連盟中国本部広島支部長（以下「乙」という。）とは、被災地における被災車両の撤去等について、次の通り協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、呉市内で災害が発生した場合に置いて、甲が乙に対し、被災地における被災車両の撤去等の支援要請を行う場合の手続きについて定めるものとする。

（支援要請の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に支援要請する内容は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第2項に基づき甲が実施する災害時における被災車両の撤去その他甲が必要と認める業務（この協定において「被災車両の撤去等」という。）とする。

（支援要請）

第3条 甲は、被災車両の撤去等を乙に行わせる必要があると認めた場合は、乙に支援要請を行うことができる。

2 甲は、前項の規定により支援要請を行う時は次の事項を乙に連絡し、被災車両の撤去等の実施を指示するものとする。

(1) 被災の状況と要請の内容（場所及び支援要請内容）

(2) 担当者への連絡方法

(3) その他必要な事項

3 乙は、甲からの支援要請があった場合は、甲の指示に基づき、速やかに被災車両の撤去等を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく被災車両の撤去等に要する経費については、乙が負担する。

（災害補償）

第5条 この協定に基づく被災車両の撤去等の実施により、出勤した乙の職員が災害を受けた場合の補償は、当該職員の使用者たる乙の責任において行うものとする。

（損害賠償）

第6条 本協定に基づく被災車両の撤去等の実施により、損害が発生した場合の賠償については、当該職員の使用者たる乙の責任において行うものとする。

（疑義の協定）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（適用）

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙それぞれの記名押印のうえ、1通を保有する。

平成17年9月30日

甲 呉市

代表者 呉市長 小笠原 臣 也

乙 社団法人日本自動車連盟中国本部

広島支部 支部長 藤井 一裕

13 災害時応援協定書（呉市建設業危機管理対策協議会）

災害時応援協定書

平成18年7月7日

甲 所在地 呉市中央4丁目1番6号
 名称 呉市
 代表者 呉市長 小 村 和 年

乙 所在地 呉市中央4丁目1番6号
 名称 呉市建設業危機管理対策協議会
 代表者 会長 大之木 晴樹

呉市（以下「甲」という。）と呉市建設業危機管理対策協議会（以下「乙」という。）とは、共に協力し、呉市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の通り協定を締結する。

（支援要請）

第1条 甲は、災害時において、呉市民の生命、身体及び財産を保護する必要があると認めるときは、乙に対し、支援等を求めることができる。

2 甲の支援業務の実施要請は、文書をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話で要請できるものとする。

（支援業務の内容）

第2条 甲は、乙に次の各号に掲げる支援業務を要請できる。

- (1) 災害時における市民に対する支援・救護活動に関すること。
- (2) 応急対策・復旧対策に関すること。
- (3) 被災市民からの相談に関すること。
- (4) 所有資機材の貸出及び提供に関すること。

（支援業務の実施）

第3条 乙は、甲からの申請があったときは、他の業務に優先して前条の支援業務を実施するものとする。

2 乙は、前項の実施状況を速やかに甲に報告するものとする。

（情報の交換）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関し必要な事項について、随時、情報の交換を行うものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づき、第3条の協力に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用の算出については、乙と協議の上、甲が額を設定する。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、別に決定するものとする。

（実施日）

第7条 この協定は、平成18年7月7日から実施する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名・押印の上、各自その1通を保有する。

14 災害対策基本法に基づく通信設備の利用等に関する協定（西日本旅客鉄道）

災害対策基本法第57条に規定する通信設備の利用等に関して広島県知事と西日本旅客鉄道株式会社社長は、同法施行令第22条の規定に基づき次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく通信設備の使用に関する事務の取扱いについても、本協定を準用する。

昭和62年9月1日

広島県知事 竹下 虎之助

西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 角田 達郎

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

（目的）

第1 この協定は、災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき広島県知事が西日本旅客鉄道株式会社（以下「西日本会社」という。）の通信を使用する場合に適用する。

（通信の種類）

第2 広島県知事は、この協定に基づき利用することができる通信の種類は、鉄道電報及び鉄道電話とする。

（申し込み及び承認）

第3 広島県知事が、この協定による鉄道電報又は鉄道電話を使用する場合は、西日本会社の通信設備設置箇所の長に対して、次の事項を申し出て承認を受けるものとする。

（1）使用する事由

（2）通信の内容

（3）発信者及び受信者

第4 西日本会社の通信設備設置箇所の長は、前号による申し込みの内容が法第57条の規定に適合し、西日本会社通信で到達可能と認めたときに、その使用を承認するものとする。

（取扱順位）

第5 受け付けた通信の取扱順位は、当該通信の緊急性、通信の内容及び受付時刻の先後等を考慮して、西日本会社において決定するものとする。

第6 西日本会社通信の非常通話及び非常報と当該通信とが競合した場合は、西日本会社通信が優先するものとする。

（通信の利用方）

第7 広島県知事が、西日本会社の通信を利用するときは、原則として、発、受信者とも、も寄駅（駅員無配置駅は除く。）の駅長事務室へ出向して行うものとする。

（免責）

第8 西日本会社の取扱いにより生じた当該通信の通信上の事故については、西日本会社はその責任を負わないものとする。

（準用及びその周知）

第9 広島県内の市町村長が法第57条の規定に基づき当社の通信を使用する場合についても本協定を準用するものとし、その周知は、市町村長については、広島県知事で、駅長については西日本会社社長において、それぞれ行うものとする。

付 則

1 この協定は昭和62年9月1日から昭和63年3月31日まで有効とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに相方いずれからも別段の意思表示がないときは、次の1ヶ年間この協定の効力は継続するものとする。その後においてもこの例による。

2 この協定の証として、協定書2通を作成し、双方がおのこの記名なつ印して、各自その1通を保管する。

15 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書（独立行政法人住宅金融支援機構）

災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した市民の住宅の早期復興を支援するために、甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した市民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- （1）住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- （2）被害状況、被災した市民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- （3）第7条に規定する連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- （4）第7条に規定する連絡窓口との連絡方法
- （5）その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した市民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、市民の住宅の早期復興を支援するものとする。

- 2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第3条 乙は、前条第1項の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

- 2 乙は、前条第1項の相談への対応のほか、甲から市民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の市民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した市民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

（周知）

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した市民に対して積極的に周知するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する周知に協力するものとする。

（施策実施上の課題等の調整）

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した市民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

（適用等）

第9条 この協定は、平成27年3月31日から適用する。

- 2 呉市と住宅金融公庫中国支店との間で締結した平成16年8月31日付け「災害の予防及び住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年3月31日

甲 呉市中央四丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 東京都文京区後楽一丁目4番10号
独立行政法人住宅金融支援機構
代表者 理事長 宍戸 信哉

16 災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定書

災害時における緊急対応活動及び登記相談業務に関する基本協定書

呉市（以下「甲」という。）と社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害時における緊急対応活動及び登記相談業務（以下「業務」という。）に関する基本協定（以下「協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、呉市内で災害が発生した場合において、呉市地域防災計画に基づき、甲が乙の協力を得て迅速かつ的確に被災者の生活安定を図るため、乙の協力を受ける業務に関し、必要な基本事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- (2) その他前号と同程度の災害で甲が乙の協力が必要であると認めるもの

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 甲が管理する公共施設に係る被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集及び復元
- (2) 登記・境界関係の相談窓口業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲及び乙が特に必要と認める業務

（派遣の要請）

第4条 甲は、業務に関して乙の協力が必要となったときは、乙に対し、当該業務の実施に当たる土地家屋調査士（以下「支援員」という。）の派遣を要請するものとする。

（実施方法）

第5条 乙は、前条の規定による要請を受けた場合は、速やかに支援員の派遣計画を策定し、これを甲に提示するものとする。

- 2 甲は、前項の派遣計画に基づく乙の協力を受けるときは、当該協力を受ける業務に関して乙と別途委託契約を締結するものとする。
- 3 乙は、前項の委託契約に基づいて、甲が指定する場所に支援員を派遣して業務に当たらせるものとする。

（連絡調整）

第6条 業務に係る連絡調整は、甲については呉市消防局警防課危機管理室の職員が、乙については社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会呉支所長（次項において「支所長」という。）が行う。

- 2 支所長は、災害時を想定した連絡網をあらかじめ作成し、甲に提出するものとする。

（委託料の上限）

第7条 第5条第2項の委託契約に係る委託料の額については、甲及び乙が別に定める額を超えないものとする。

（定めのない事項等の取扱い）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長され、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年3月24日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉 市
代表者 呉市長 小村 和年

乙 広島市東区二葉の里1丁目2番44-301号
社団法人広島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
代表者 理事長 伊藤 宏幸

17 災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と海生産業株式会社（以下「乙」という。）は、呉市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。）を活用した災害応急対策活動（以下「災害応急対策活動」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動について、円滑かつ適切に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（要請の手続）

第2条 乙に対する災害応急対策活動の要請は、災害応急対策活動の要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 甲は、第1項の規定による要請について、当該要請の内容、日時、場所等に変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、当該要請の必要がなくなったときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

（要請の内容）

第3条 前条の規定により甲が乙に実施を要請する災害応急対策活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 被災状況等の把握に係る現場の撮影及び当該撮影に係る画像の提供
- (2) 被災者の捜索・救助活動に係る現場の撮影及び当該撮影に係る画像の提供
- (3) その他甲が必要とする事項

（災害応急対策活動の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、必要な人員、無人航空機及び資機材を調達し、他の業務に優先して災害応急対策活動を実施するものとする。

2 乙は、災害応急対策活動を実施するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（実施の報告等）

第5条 乙は、災害応急対策活動を実施した場合は、当該活動の完了後速やかに災害応急対策活動の実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

2 乙が災害応急対策活動の実施により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

（著作権の譲渡）

第6条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が実施した災害応急対策活動に係る経費については、原則甲が負担するものとし、負担する内容等については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

（情報共有及び訓練等）

第8条 甲及び乙は、定期的に情報共有及び協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、相互に協力し、訓練や研修等の実施に努めるものとする。

（情報の保護）

第9条 乙は、災害応急対策活動の実施により知り得た個人情報を、甲以外の第三者に漏らしてはならない。この協定の有効期間満了の日以後についても同様とする。

（損害賠償責任）

第10条 災害応急対策活動の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により第三者に対し損害を及ぼしたときは、直ちに甲に報告するとともに、乙の負担においてこれを賠償するものとする。ただし、第三者に損害を及ぼしたときの原因が甲の責めに帰すべき事由によるときは、その限度において甲がこれを賠償する。

（連絡体制）

第11条 甲及び乙は、災害応急対策活動の実施に支障のないよう、連絡体制報告書（様式第3号）により平常時から相互の連絡体制等について報告し、災害時に備えるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方がこの協定の終了について合意をしない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年3月16日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号
呉市長 新原 芳明

乙 広島県呉市本通4丁目9番5号
海生産業株式会社
代表取締役 海生 俊史

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

海生産業株式会社
代表取締役 様

呉 市 長

災害応急対策活動の要請書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第 2 条に基づき、次のとおり要請します。

要請内容	
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (時 分) ～ (時 分)
活動場所	
現場責任	(部署) (氏名) (電話番号) (FAX 番号)
備考	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

呉市長様

海生産業株式会社
代表取締役

災害応急対策活動の実施報告書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第5条に基づき、次のとおり報告します。

活動内容		
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (時 分) ～ (時 分)	
活動場所		
活動人数等	延日数	延人数
備考		

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

呉市長様

海生産業株式会社
代表取締役

連絡体制報告書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第11条に規定する連絡体制は、次のとおりです。

	時間帯	所属	担当者	連絡先
乙	勤務時間内			
	勤務時間外			

※ 担当者、連絡先等が変更となる場合は、速やかに新たな連絡先を報告します。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

海生産業株式会社
代表取締役様

呉市長

連絡体制報告書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第11条に規定する連絡体制は、次のとおりです。

	時間帯	所属	担当者	連絡先
甲	勤務時間内及び勤務時間外			

※ 担当者、連絡先等が変更となる場合は、速やかに新たな連絡先を報告します。

18 災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）といしだカメラ店（以下「乙」という。）は、呉市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における無人航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第2項に規定する無人航空機をいう。）を活用した災害応急対策活動（以下「災害応急対策活動」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策活動について、円滑かつ適切に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（要請の手続）

第2条 乙に対する災害応急対策活動の要請は、災害応急対策活動の要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 甲は、第1項の規定による要請について、当該要請の内容、日時、場所等に変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、当該要請の必要がなくなったときは、速やかに乙にその旨を連絡するものとする。

（要請の内容）

第3条 前条の規定により甲が乙に実施を要請する災害応急対策活動の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）被災状況等の把握に係る現場の撮影及び当該撮影に係る画像の提供
- （2）被災者の捜索・救助活動に係る現場の撮影及び当該撮影に係る画像の提供
- （3）その他甲が必要とする事項

（災害応急対策活動の実施）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない事由のない限り、必要な人員、無人航空機及び資機材を調達し、他の業務に優先して災害応急対策活動を実施するものとする。

2 乙は、災害応急対策活動を実施するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（実施の報告等）

第5条 乙は、災害応急対策活動を実施した場合は、当該活動の完了後速やかに災害応急対策活動の実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

2 乙が災害応急対策活動の実施により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属する。

（著作権の譲渡）

第6条 乙は、甲に対し前条第2項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条第1項に規定する著作権をいう。）を譲渡する。

2 前項の著作権は、前条第1項の規定による報告の際に乙から甲に移転するものとする。

3 乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が実施した災害応急対策活動に係る経費については、原則甲が負担するものとし、負担する内容等については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

（情報共有及び訓練等）

第8条 甲及び乙は、定期的に情報共有及び協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、相互に協力し、訓練や研修等の実施に努めるものとする。

（情報の保護）

第9条 乙は、災害応急対策活動の実施により知り得た個人情報等を、甲以外の第三者に漏らしてはならない。この協定の有効期間満了の日以後についても同様とする。

（損害賠償責任）

第10条 災害応急対策活動の実施に伴い、乙の責めに帰すべき事由により第三者に対し損害を及ぼしたときは、直ちに甲に報告するとともに、乙の負担においてこれを賠償するものとする。ただし、第三者に損害を及ぼしたときの原因が甲の責めに帰すべき事由によるときは、その限度において甲がこれを賠償する。

（連絡体制）

第11条 甲及び乙は、災害応急対策活動の実施に支障のないよう、連絡体制報告書（様式第3号）により平常時から相互の連絡体制等について報告し、災害時に備えるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項について疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙双方がこの協定の終了について合意をしない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和2年10月8日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 新原 芳明

乙 広島県呉市中通4丁目5番5号
いしだカメラ店
店主 石田 洋士

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

いしだカメラ店 店主 様

呉 市 長

災害応急対策活動の要請書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第 2 条に基づき、次のとおり要請します。

要請内容	
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日 （ 時 分）～ （ 時 分）
活動場所	
現場責任	（部署） （氏名） （電話番号） （FAX番号）
備考	

様式第 2 号（第 5 条関係）

年 月 日

呉 市 長 様

いしだカメラ店 店主

災害応急対策活動の実施報告書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第 5 条に基づき、次のとおり報告します。

活動内容		
活動期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (時 分) ～ (時 分)	
活動場所		
活動人数等	延日数	延人数
備考		

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

呉市長様

いしだカメラ店 店主

連絡体制報告書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第11条に規定する連絡体制は、次のとおりです。

	時間帯	所属	担当者	連絡先
乙	勤務時間内			
	勤務時間外			

※ 担当者、連絡先等が変更となる場合は、速やかに新たな連絡先を報告します。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

いしだカメラ店 店主 様

呉 市 長

連絡体制報告書

災害時における無人航空機を活用した災害応急対策活動に関する協定書第11条に規定する連絡体制は、次のとおりです。

	時間帯	所属	担当者	連絡先
甲	勤務時間内及び 勤務時間外			

※ 担当者、連絡先等が変更となる場合は、速やかに新たな連絡先を報告します。

19 災害に係る情報発信等に関する協定

災害に係る情報発信等に関する協定

呉市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、呉市内における災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害に備え、甲が呉市内に居住している者等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が相互に協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（取組）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる取組の中から、両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙は、甲が運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、当該ホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲は、甲が指定している指定緊急避難場所等の防災情報を乙に提供し、乙は、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲は、甲が発令する避難勧告、避難指示（緊急）等の緊急情報を乙に提供し、乙は、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 甲は、災害時の呉市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙は、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 甲は、甲が開設している指定避難所等において不足する物資に関する情報を、必要に応じて乙に提供し、乙は、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) 甲は、甲が開設した指定避難所等に避難している避難者の名簿を作成する場合は、乙が提示するフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項が円滑に実施されるよう、それぞれの窓口となる連絡先及びその担当者を相互に連絡するものとする。また、これに変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に掲げる事項以外の事項についても、甲及び乙は適宜協議を行い、決定した取組を実施するものとする。

（費用）

第3条 前条の規定に基づく甲及び乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応に要する旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供される情報（個人情報を除く。）について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために当該情報の二次利用をしてはならないものとする。

（公表）

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について別途協議の上、決定するものとする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項について疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに甲乙双方又はいずれか一方から本協定の終了について申出を行わない場合は、有効期間を更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 2年 9月10日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号
呉 市
呉市長 新原 芳明

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

20 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定（呉市ホテル旅館組合）

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

呉市（以下「甲」という。）と呉市ホテル旅館組合（以下「乙」という。）は、災害時における宿泊施設の提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）のうち、当該災害に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され、又は適用される見込みである場合において、甲が乙に避難者等の宿泊、入浴又は食事の提供等（以下「宿泊施設の提供等」という。）の協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の内容）

第2条 この協定書により甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

（1）宿泊施設の提供等が可能な乙に加入する組合員（以下「乙の組合員」という。）の状況確認及び情報提供

（2）宿泊施設の提供等

（3）その他甲が必要と認めるもの

（要請）

第3条 甲は、前条に規定する業務を遂行するために必要があるときは、乙に対し、協力を要請することができるものとし、乙は特別の理由がない限りこの要請に応ずるものとする。

2 甲は、乙に対して同条第1号に規定する業務の協力を要請するときは、協力可能施設確認要請書（様式第1号）により乙に要請する。ただし、緊急を要する場合は、甲は、口頭により要請することができるものとし、その際は、要請後速やかに協力可能施設確認要請書を送付するものとする。

3 甲は、乙に対して同条第2号に規定する業務の協力を要請するときは、前項の規定による要請に基づき提供された協力可能施設確認書（様式第2号）により乙の組合員を選定し、受入要請書（様式第3号）により直接当該乙の組合員に要請する。ただし、緊急を要する場合は、甲は、口頭により要請することができるものとし、要請後速やかに受入要請書を送付するものとする。

（費用負担）

第4条 前条の規定により、乙の組合員が宿泊施設の提供等に要した費用（宿泊料、食事代等）は甲が負担し、乙の組合員に支払うものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲及び乙の組合員が協議して定めるものとする。

（受入実績の報告と費用の請求）

第5条 乙の組合員は、受入れが完了したときは、速やかに受入実績報告書（様式第4号）により甲に報告するとともに、甲に対して請求書（様式第5号）により甲が負担する費用を請求するものとする。

（平時の情報提供）

第6条 乙は、甲から第3条の要請があった場合に即座に対応できるよう、平時から乙の組合員の承諾を得ておき、そのリストを甲に提供するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和3年4月30日

甲：呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 新原 芳明

乙：呉市本通1丁目5番35号
呉市ホテル旅館組合
組合長 三島 義弘

21 災害時における緊急輸送等に関する協定書（一般社団法人広島県タクシー協会呉支部）

災害時における緊急輸送等に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と一般社団法人広島県タクシー協会呉支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策に必要な緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して災害応急対策の実施に必要な緊急輸送等の業務に関し協力を要請する場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力要請の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）甲が避難者の安全を確保するために移送する必要があると判断した際の輸送業務
- （2）災害応急対策に必要な職員等及び機材の輸送業務
- （3）災害による市内の被害情報の収集
- （4）その他甲が必要と認めるもの

（要請）

第3条 甲は、前条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対して緊急輸送等の協力を要請することができるものとし、乙は特別の理由がない限りこの要請に応ずるものとする。

2 甲は前項の要請をする場合は、災害応急対策に必要なタクシー等の提供要請書（様式第1-1号）又は災害情報の提供要請書（様式第1-2号）により乙に要請する。ただし、緊急を要する場合には口頭により要請することができるものとし、その際は、要請後速やかに要請書を乙に送付するものとする。

3 乙は、災害発生状況等を十分考慮した上で、乙に所属する会員であるタクシー事業者（以下「乙の会員」という。）と連絡調整し、乙の会員のタクシー車両を出動させるものとする。この場合において、調整の結果、出動させることができないと乙が判断したときは、速やかに甲にその旨を連絡するものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の要請による業務が完了したときは、次のとおり速やかに甲に報告する。

- （1）第2条第1項第1号及び第2号の業務についての報告は、業務を行った乙の会員が完了報告書（様式第2-1号）を乙に提出し、乙が取りまとめたうえ、実施報告書（様式第2-2号）により報告するものとする。
- （2）第2条第3号の規定により収集した被害の状況については、被災状況等報告書（様式第3号）により報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用（運賃及び料金並びに有料道路通行料等の実費負担額）については、甲が負担する。

2 前項の費用のうち運賃及び料金に係るものは、乙の会員が地方運輸局長に届出をして、認可を受けている運賃及び料金によるものとする。

3 甲が負担する費用についての請求は、業務を行った乙の会員から提出された完了報告書（様式第2-1号）による報告に基づき、乙が請求書（様式第4号）により甲に行うものとする。

（事故等）

第6条 乙の供給したタクシーが故障等により運行を中断したときは、乙は、速やかに他の乙の会員のタクシー車両を手配するなどし、その業務を継続しなければならない。

2 乙は、タクシーの運行に際し、乙の会員により事故を起こしたときは、甲に対して事故報告書（様式第5号）により報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合には口頭により報告できるとし、その際は、速やかに事故報告書（様式第5号）を乙に提出するものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかり、若しくは障害の状態となったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第8条 乙は、平常時において、甲が実施する防災啓発事業や防災訓練への参加等について、可能な限り協力するものとする。

（情報交換）

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和3年4月30日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 新 原 芳 明

乙 呉市中央2丁目3番27-202号
一般社団法人広島県タクシー協会呉支部
支部長 火 岡 純 也

22 防災パートナーシップに関する協定書（広島テレビ放送株式会社）

防災パートナーシップに関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と広島テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害による被害の軽減と平常時における防災に連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携して災害の被害を軽減するための防災情報の発信及び平常時の防災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度において生ずる被害をいう。

(2) 防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

（緊急時の情報発信の要請）

第3条 甲は、災害の被害を軽減するために、住民等への情報発信をする緊急の必要があると判断した場合には、乙に対して電話又は電子メール、ファクシミリなどにより情報発信を要請することができる。甲から当該要請を受けた場合には、乙は、放送や通信を通じて速やかな情報発信に努めるものとする。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、防災のために使用する目的のもと、甲の区域内における災害の映像、写真、画像その他の防災関連資料の提供について可能な範囲で協力する。

2 甲及び乙は、その一方がこの協定の目的に資する防災対策の取組を行うときは、可能な範囲で協力する。

（連絡担当者）

第5条 甲及び乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先や連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

2 甲及び乙は、毎年4月1日及び人事異動などによりそれぞれの担当者に変更が生じた場合には、速やかにその一方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先及び連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

（期間）

第6条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙がその一方にこの協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和3年6月3日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 新 原 芳 明

乙 広島市東区二葉の里3丁目5番4号
広島テレビ放送株式会社
代表取締役社長 佐 野 讓 顯

23 大規模災害時の支援協力に関する協定書（一般社団法人広島県測量設計業協会）

大規模災害時の支援協力に関する協定書

広島県を甲、呉市を乙、一般社団法人広島県測量設計業協会を丙として、甲、乙及び丙は、広島県内で異常な天然現象により大規模な災害が発生した場合における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、広島県内に暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により大規模な災害が発生した場合における丙及び丙の会員の支援協力について必要な事項を定め、公共土木施設の被災箇所の情報収集・調査・把握、その後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第6条第1項の規定による申請（以下「災害査定」という。）及び復旧工事を実施するための測量・設計を迅速に行うことを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 広島県内において、特別警報（気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の2第1項に規定する警報をいう。）が発表され発生した災害又は甲若しくは乙がこれに準じて必要と認めた災害をこの協定の対象とする。

（支援協力の内容）

第3条 この協定に定める支援協力の内容は、次のとおりとする。

- （1） 甲又は乙が管理する公共土木施設の被災状況に係る情報収集・調査・把握
- （2） 甲又は乙が管理する公共土木施設の災害査定及び復旧工事に係る被災箇所の測量及び設計
- （3） 支援協力にあたっての必要な情報提供
- （4） その他甲又は乙が特に必要と認める支援

（支援協力の要請）

第4条 甲は、災害の発生後、乙と調整の上、この協定に定める支援協力が必要と認めたときは、書面により丙に支援協力の要請をすることができるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭によるものとし、その後速やかに書面を交付するものとする。

（支援協力の要請に対する回答等）

第5条 丙は、前条の要請があったときは、書面により、支援協力の実施体制を速やかに甲に回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭によるものとし、その後速やかに書面を交付するものとする。

- 2 丙は、甲の依頼に基づき、毎年度当初に、あらかじめ、支援協力の実施体制の見込みを甲に回答するものとする。

（契約の締結及び経費の支払い）

第6条 支援協力に係る委託契約の締結及び経費の支払については、支援協力の対象となった公共土木施設を所管する甲の建設事務所（支所）長若しくは広島港湾振興事務所長又は乙と支援協力に当たる丙の会員との間において適切に処理するものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、締結の日から1年間とする。

- 2 前項の期間満了の日の1箇月前までに、甲、乙又は丙のいずれからこの協定を延長しない旨の意思表示がない場合は、更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名・押印

をして、各自その1通を保有する。

令和3年6月11日

甲 広島市中区基町10番52号
広島県
代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

乙 呉市中央四丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 新 原 芳 明

丙 広島市中区上八丁堀8番23号林業ビル5階
一般社団法人 広島県測量設計業協会
代表者 会 長 森 脇 克 彦

24 大規模災害時の支援協力に関する協定書（一般社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部）

大規模災害時の支援協力に関する協定書

広島県を甲、呉市を乙、一般社団法人建設コンサルタンツ協会中国支部を丙として、甲、乙及び丙は、広島県内で異常な天然現象により大規模な災害が発生した場合における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、広島県内に暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により大規模な災害が発生した場合における丙及び丙の会員の支援協力について必要な事項を定め、公共土木施設の被災箇所の情報収集・調査・把握、その後の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第6条第1項の規定による申請（以下「災害査定」という。）及び復旧工事を実施するための測量・設計を迅速に行うことを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 広島県内において、特別警報（気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の2第1項に規定する警報をいう。）が発表され発生した災害又は甲若しくは乙がこれに準じて必要と認めた災害をこの協定の対象とする。

（支援協力の内容）

第3条 この協定に定める支援協力の内容は、次のとおりとする。

- （1） 甲又は乙が管理する公共土木施設の被災状況に係る情報収集・調査・把握
- （2） 甲又は乙が管理する公共土木施設の災害査定及び復旧工事に係る被災箇所の測量及び設計
- （3） 支援協力にあたっての必要な情報提供
- （4） その他甲又は乙が特に必要と認める支援

（支援協力の要請）

第4条 甲は、災害の発生後、乙と調整の上、この協定に定める支援協力が必要と認めたときは、書面により丙に支援協力の要請をすることができるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭によるものとし、その後速やかに書面を交付するものとする。

（支援協力の要請に対する回答等）

第5条 丙は、前条の要請があったときは、書面により、支援協力の実施体制を速やかに甲に回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭によるものとし、その後速やかに書面を交付するものとする。

- 2 丙は、甲の依頼に基づき、毎年度当初に、あらかじめ、支援協力の実施体制の見込みを甲に回答するものとする。

（契約の締結及び経費の支払い）

第6条 支援協力に係る委託契約の締結及び経費の支払については、支援協力の対象となった公共土木施設を所管する甲の建設事務所（支所）長若しくは広島港湾振興事務所長又は乙と支援協力に当たる丙の会員との間において適切に処理するものとする。

（協定の期間）

第7条 この協定の期間は、締結の日から1年間とする。

- 2 前項の期間満了の日の1箇月前までに、甲、乙又は丙のいずれからこの協定を延長しない旨の意思表示がない場合は、更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名・押印

をして、各自その1通を保有する。

令和3年6月11日

甲 広島市中区基町10番52号
広島県
代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

乙 呉市中央四丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 新 原 芳 明

丙 広島県広島市中区八丁堀1番8号エイトビル8階
一般社団法人 建設コンサルタンツ協会中国支部
代表者 支 部 長 小 田 秀 樹

25 呉市と一般社団法人広島県資源循環協会との大規模災害発生時における災害廃棄物処理等の支援・協力に関する協定書（一般社団法人広島県資源循環協会）

呉市と一般社団法人広島県資源循環協会との大規模災害発生時における 災害廃棄物処理等の支援・協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と一般社団法人広島県資源循環協会（以下「乙」という。）とは、地震、大雨洪水等の大規模災害（以下「大規模災害」という。）の発生時における災害廃棄物処理等の支援・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、呉市内で大規模災害が発生した場合に、甲が乙に支援・協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「支援・協力」とは、次に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物の撤去、収集運搬及び処分
- (2) 災害廃棄物の仮置場の設置及び管理
- (3) 前2号に付随する事項（支援協力の内容）

（支援・協力の要請）

第3条 甲は、呉市内で大規模災害が発生した場合において、乙の支援・協力を必要とするときは、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 市の被災状況
- (2) 災害廃棄物の発生地区及び要請事項
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による甲の要請に対し、文書により回答するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で回答し、後に速やかに文書を送付するものとする。

（支援・協力の実施）

第4条 乙は、前条第1項の規定による甲の要請に対し、必要な人員、車両及び資機材を調達し、支援・協力をするものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づく支援・協力をしたときは、甲に対し、その内容を文書により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 支援・協力に係る費用については無償を基本とする。ただし、災害廃棄物の処理等が長期に及ぶ場合又は過大な費用負担を伴う場合は、これに要した費用について、乙が定める「災害廃棄物処理等運営要領」を参考に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲乙の協議によりこの協定の終了について決定しない限り、その効力を継続するものとする。

（協議）

第8条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年2月13日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長

新原 芳明

乙 広島県広島市中区千田町3丁目7番47号
一般社団法人広島県資源循環協会
会長

三谷 哲也

26 災害ボランティア活動の協力に関する協定書（社会福祉法人呉市社会福祉協議会、公益社団法人呉青年会議所）

災害ボランティア活動の協力に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と社会福祉法人呉市社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益社団法人呉青年会議所（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、呉市内における地震、風水害その他の災害又は大規模事故の発生により、甲及び乙が協議して、乙が、くれ災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）を設置する場合において、甲、乙及び丙が相互に協力してセンターの運営等を行うことを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙がセンターを設置する場合には、施設の提供、災害に関する情報の収集及び提供、呉市災害対策本部との連絡調整その他必要な支援を行うものとする。

2 乙は、センターを設置する場合には、丙に対しセンターの運営についての支援を要請する。

3 丙は、前項の乙からの要請に対し、次に掲げる支援について、可能な限り応じるものとする。

（1）センターの運営に必要な人的支援

（2）災害ボランティア活動（災害ボランティアによる被災地支援活動をいう。以下同じ。）のための資機材等の確保に係る支援

（3）その他甲、乙及び丙が協議により定めた支援

4 甲、乙及び丙は、センターが行う災害ボランティア活動の支援に必要な範囲で、被災状況及び被災者のニーズについて把握した情報を相互に共有するものとする。

5 第1項から前項までに定めるもののほか、センターが災害ボランティア活動の支援を行う上で協力体制を構築する必要があるときは、甲、乙及び丙が協議して連携を図るものとする。

（平常時の連携）

第3条 甲、乙及び丙は、平常時から情報交換を行うなど連携強化を図り、センター設置時にセンターを円滑に運営できるよう努めるものとする。

（市外における災害への協力）

第4条 第2条から前条までの規定にかかわらず、呉市外における災害ボランティア活動の支援を行うために乙がセンターを設置する場合には、丙は乙の要請に応じ、第2条第3項各号に掲げる支援のうち必要なものを行うものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときには、その都度、甲、乙及び丙が協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間が満了する30日前までに甲、乙又は丙から別段の意思表示がないときは、更にこの協定の有効期間を1年間延長するものとし、それ以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが署名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年9月3日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長 新原 芳明

乙 呉市中央5丁目12番21号
社会福祉法人 呉市社会福祉協議会
代表者 会長 中本 克州

丙 呉市本通4丁目8番12-704号
公益社団法人 呉青年会議所
代表者 代表理事 井本 成一

27 呉市・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定（地方共同法人日本下水道事業団）

呉市・地方共同法人日本下水道事業団災害支援協定

呉市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記のとおり（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、対象施設及び支援内容を記載した文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メール又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合には、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、広島県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うことができる。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

- 第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。
- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（廃止）

- 第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。
- 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（事務局）

- 第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。
- 一 甲の事務局 呉市上下水道局経営総務部上下水道総務課
- 二 乙の事務局 日本下水道事業団中国・四国総合事務所 施工管理課

（協定の有効期間）

- 第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和4年9月30日までとする。

（その他）

- 第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和3年7月19日

甲 呉市中央六丁目2番9号
呉市
代表者 呉市上下水道事業管理者
澤村 直樹

乙 東京都文京区湯島二丁目31番地27
地方共同法人日本下水道事業団
理事長 森岡 泰裕

別記（第2条関係）	協定の対象となる下水道施設の名称
一	新宮浄化センター
二	広浄化センター
三	天応浄化センター
四	川尻浄化センター
五	安浦浄化センター
六	赤石浄化センター
七	本浦浄化センター
八	音戸北部浄化センター
九	倉橋中央浄化センター
十	二河川ポンプ場
十一	宮原ポンプ場
十二	串山ポンプ場
十三	堺川ポンプ場
十四	堺川第2ポンプ場
十五	中央ポンプ場
十六	二河公園ポンプ場
十七	警固屋ポンプ場
十八	吉浦ポンプ場
十九	芳井田ポンプ場
二十	新町ポンプ場
二十一	宮ヶ迫ポンプ場
二十二	仁方ポンプ場
二十三	広ポンプ場
二十四	名田ポンプ場
二十五	弥生ポンプ場
二十六	横路ポンプ場
二十七	阿賀ポンプ場
二十八	小倉ポンプ場
二十九	豊栄ポンプ場
三十	郷原ポンプ場
三十一	石内ポンプ場
三十二	小坪ポンプ場
三十三	川尻ポンプ場
三十四	安浦ポンプ場
三十五	月見公園ポンプ場
三十六	浦尻ポンプ場
三十七	中島川ポンプ場
	三十八 南隠渡ポンプ場

28 災害時等における復旧支援協力に関する協定（公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部）

災害時等における復旧支援協力に関する協定

広島県（以下「甲」という。）及び県内下水道事業者（乙1から乙23まで）（以下、乙1から乙23までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部（以下「丙」という。）は、乙の所管する下水道施設（公共下水道及び集落排水）（以下「下水道施設」という。）が地震、風水害等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における丙の復旧支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時における丙の復旧支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 乙の丙に対する復旧支援協力の要請は、書面により第11条に規定する甲の事務局を経由して行うこととし、甲の事務局は、乙の支援協力要請をとりまとめ、協定内容を明らかにした書面により、第11条に規定する丙の事務局へ要請することとする。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、乙自らが丙の事務局へ要請することが出来ることとする。

2 丙は、前項によって要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を書面により甲又は乙に通知する。

3 甲及び乙は、前項による通知があった場合、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により選任し、甲は、書面により丙へ通知する。

4 丙が会員に協力要請する際に、大規模災害等により相当の時間を要すると認められる場合は、復旧支援協力の実施は、甲、乙及び丙による協議のうえで決定することとする。

（支援内容）

第3条 この協定に基づき業務実施者が行う復旧支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況調査
- (2) 応急対策が必要な施設の対策案の検討
- (3) 災害査定資料の作成・積算支援
- (4) その他災害時に必要となる資料作成等

（契約の締結および費用負担）

第4条 この協定に基づき業務実施者が復旧支援に要した費用は、乙の負担とする。

2 前項の費用の算定については、業務実施者の見積もりを参考に乙の積算による。

3 この協定に基づき乙が業務実施者に対し要請した業務等にかかる費用については、乙と業務実施者が別に契約を締結し、業務実施者の請求に応じて乙が支払うものとする。

（業務の実施）

第5条 業務実施者は、業務委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（報 告）

第6条 業務実施者は、甲からのこの協定に基づく要請により行った支援活動が終了したときは、速やかに甲に対し、書面により報告するものとする。

（損害の負担）

第7条 この協定に基づき乙が業務実施者に対し要請した業務により、第三者に損害が生じたときは、乙と業務実施者が協議してその処理解決にあたるものとする。

（丙の責務）

第8条 丙は、毎年4月末までに当該年の4月1日現在における災害時の支援に備えて会員事業者名簿を、

甲に報告するものとする。

（広域被災）

第9条 甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、丙は当該ルールに基づいた支援活動を行うが、丙は可能な限り第2条第1項の要請事項を実施するものとする。

（協定期間）

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙から解約の申入れがない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（事務局及び連絡体制）

第11条 甲及び丙の復旧支援に係る事務局及び連絡先は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、別表に掲げるとおりとする。ただし、統括事務局は広島県土木建築局都市環境整備課とする。

(2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部とする。

(3) 甲、乙及び丙の連絡先は、別紙に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別紙を変更し、乙及び丙に伝えることとする。

（情報の共有と保護）

第12条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を円滑に行うために必要な連絡先等の情報を、相互に共有することとする。

2 業務の実施にあたっては、地方共同法人日本下水道事業団、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び一般社団法人地域環境資源センターとも災害支援に関する情報を共有することがある。

3 甲、乙及び丙は、個人情報及び行政情報を取り扱う場合、その情報の保護に努めなければならない。

（その他）

第13条 この協定に定めのない事項が生じたとき及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙による協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

また、乙は、甲及び丙に提出する記名押印された同意書をもって本協定の締結を証する。

令和3年7月19日

甲 広島市中区基町10-52
広島県知事 湯崎英彦

乙1 呉市中央四丁目1番6号
呉市長（集落排水事業） 新原芳明

呉市中央六丁目2番9号
呉市上下水道事業管理者（公共下水道事業） 澤村直樹

乙2 竹原市中央五丁目1番35号
竹原市長 今榮敏彦

- 乙 3 三原市港町三丁目 5 番 1 号
三原市長 岡 田 吉 弘
- 乙 4 尾道市久保一丁目 15－1
尾道市長（集落排水事業） 平 谷 祐 宏

尾道市長江三丁目 6 番 52 号
尾道市上下水道事業管理者（公共下水道）
- 乙 5 福山市東桜町 3 番 5 号
福山市長（集落排水事業） 枝 □ 直 幹

福山市古野上町 1 5 番 2 5 号
福山市上下水道事業管理者（公共下水道事業） 小 林 巧 平
- 乙 6 府中市府川町 315
府中市下水道事業管理者の権限を行う者
府中市長 小 野 申 人
- 乙 7 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号
三次市長 福 岡 誠 志
- 乙 8 庄原市中本町一丁目 10-1
庄原市長 木 山 耕 三
- 乙 9 大竹市小方一丁目 11 番 1 号
大竹市長 入 山 欣 郎
- 乙 10 東広島市西条栄町 8 番 29 号
東広島市長 高 垣 □ 徳
- 乙 11 廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号
廿日市長 松 本 太 郎
- 乙 12 安芸高田市吉田町吉田 791 番地
安芸高田市長 石 丸 伸 二
- 乙 13 江田島市江田島町中央一丁目 1 番 1 号
江田島市長 明 岳 周 作
- 乙 14 広島県安芸郡府中町大通三丁目 5 番 1 号
府中町長 佐 藤 信 治
- 乙 15 安芸郡海田町上市 1 4 番 1 8 号
海田町長 西 田 祐 三

- 乙 16 安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号
熊野町長 三 村 裕 史
- 乙 17 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目 1 番 1 号
坂町長 吉 田 隆 行
- 乙 18 山県郡安芸太田町大字戸河内 784 番地 1
安芸太田町長 橋 本 博 明
- 乙 19 山県郡北広島町有田 1234 番地
北広島町長 箕 野 博 司
- 乙 20 豊田郡大崎上島町東野 6 6 2 5 - 1
大崎上島町長 高 田 幸 典
- 乙 21 世羅郡世羅町西上原 123-1
世羅町長 奥 田 正 和
- 乙 22 神石郡神石高原町小島 2025
神石高原町長 入 江 嘉 則
- 乙 23 広島市中区基町 10-52
広島県公営企業管理者 沖 邊 竜 哉
- 丙 広島市西区南観音広島市西区南観音七丁目 1 3 番 1 4 号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中国・四国支部長 山 地 芳 和

（別表）	
対象事業等	事務局
統括事務局	広島県土木建築局都市環境整備課
公共下水道，特別環境保全公共下水道	広島県土木建築局都市環境整備課
農業集落排水事業	広島県農林水産局農業基盤課
漁業集落排水事業	広島県土木建築局港湾漁港整備課

29 災害時における復旧支援協力に関する協定（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）

災害時における復旧支援協力に関する協定

呉市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する管路施設（公共下水道及び集落排水）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に準ずる協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。なお、復旧支援協力に関して、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定は公共下水道に適用し、集落排水についてはこれを準用する。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は呉市上下水道局経営総務部上下水道総務課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部広島県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳等データの提供）

第5条 甲は、管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

（下水道台帳等データの開示）

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

（広域被災）

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（協定期間）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出でない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年7月19日

甲 呉市中央四丁目1番6号
呉市
代表者 呉市長（集落排水事業）
新原 芳明

呉市中央六丁目2番9号
呉市
代表者 呉市上下水道事業管理者（公共下水道事業）
澤村 直樹

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司

30 災害に係る情報発信等に関する協定書（株式会社テレビ新広島）

災害に係る情報発信等に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と株式会社テレビ新広島（以下「乙」という。）とは、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、警戒レベルや警戒レベル相当情報等の防災情報、発災後の生活支援情報等の迅速かつ正確な情報発信及び平常時の防災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（情報発信の内容）

第2条 甲及び乙は、連携して次の事項について情報発信をする。

- (1) 地震、風水害その他の災害に関する「警戒レベル」，「警戒レベル相当情報」，「避難所等の開設情報」等
- (2) 発災後における生活支援情報

（情報発信の要請・方法）

第3条 甲から乙への情報発信の要請は、Lアラート等により行うものとする。

2 乙は、前項の要請により得た情報のうち特に「警戒レベル3」以上の情報については、乙の番組、速報スーパー、L字放送等のいずれかによって報道するとともに、乙のホームページ、公式SNS等でインターネットを通じて情報発信をする。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、防災のために使用する目的のもと、甲の区域内における災害の映像、写真、画像その他の防災関連資料を相互に提供することについて可能な範囲で協力する。

2 甲及び乙は、その一方がこの協定の目的に資する防災対策の取組を行うときは、可能な範囲で協力する。

（費用の負担）

第5条 甲及び乙は、前条第1項の規定により防災関連資料を提供する場合を除き、双方に対し、この協定の運用に要する費用負担を一切求めないこととする。

2 前条第1項の規定により提供する災害の映像、写真、画像その他の防災関連資料の使用料については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（担当者名簿の作成）

第6条 甲及び乙は、この協定の締結の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に提出するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。

ただし、当該有効期間満了の1月前までに、甲及び乙のいずれからでも、この協定を更新しない旨の申入れがないときは、これを1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を所持する。

令和6年10月21日

甲 呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 新原 芳明

乙 広島市南区出汐2丁目3番19号
株式会社テレビ新広島
代表取締役 箕輪 幸人

31 災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書（佐川急便株式会社 中国支店）

災害時における支援物資の受入、配送等に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における支援物資の受入、配送等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、呉市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料、生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入、配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資（甲が備蓄している物資を含む。）をいう。
- （2）「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- （3）「支援物資」とは、調達物資及び義援物資をいう。
- （4）「避難所等」とは、支援物資の配達先となる呉市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- （5）「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）、配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点）

第3条 物資集積・搬送拠点は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、呉市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業、配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入及び配送並びに派遣の要請）

第4条 甲は、物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- （1）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- （2）配送時における被災者の物資ニーズの収集
- （3）甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- （4）荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、支援物資の受入、配送等を実施する上で必要と認めるときは、文書により、乙に対し支援物資の受入、配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（物資の受入及び配送並びに派遣の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りでない。

（報告）

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定による要員の派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

第7条 本協定に基づき乙が実施する業務（以下「本件業務」という。）に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定により算定した価格に基づき、適法な支払請求書を受領したときは、乙に対し速やかに支払うものとする。

（事故等）

第8条 乙は、本件業務等の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（損害の負担）

第9条 物資の受入、配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰すべき事由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）

第10条 本件業務等に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）

第11条 甲及び乙は、本協定の実施に当たり知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。本協定終了後についても同様とする。

2 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。

（協議）

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年2月12日

甲 広島県呉市中央4丁目1番6号
呉市
呉市長 新原 芳明

乙 広島県広島市南区出島1丁目19番20号
佐川急便株式会社 中国支店
支店長 岩崎 勇人